

保健所の今後の母子保健活動のあり方に関する研究

保健所における歯科保健

小泉 信雄*

要 約：保健所の歯科保健がどのように地域保健法に対応していけるか、母子歯科保健事業を中心に検討した。

地域保健法そのものでは歯科保健の位置づけは保健所法時代と変わりはないが、歯科保健事業の基盤となっている母子保健の位置づけが大きく変わるのに伴い、歯科保健事業も保健所と市町村との関係に新たな局面を迎えることになる。その関係は「連携」であり、「分業」ではない。

地域歯科保健サービスの基本的な方向は、個人の重視、地域特性、一貫した生涯保健であり、母子歯科保健事業もこれに対応した改革が望まれる。

また、保健所は、「市町村に対するサービス」を第一義に、地域の歯科保健サービス供給システムの整備を積極的に行っていく必要がある。

見出し語：地域保健法、保健所歯科保健業務、市町村に対するサービス、

インフォームド・チョイス

はじめに

地方自治体の歯科保健は、マンパワーと法的根拠という2つの課題を抱えたまま、地域保健法の施行を迎えようとしている。

マンパワーについては、大多数の保健所、市町村には専任の歯科技術職員（歯科医師、歯科衛生士）がない状況にある。また、法的には、歯科保健事業は生涯を通じて一貫した体系のも

とに実施されることが望ましいが、事業の根拠となる固有の法律を持っていない。したがって、各ライフステージごとに、母子保健法、学校保健法、老人保健法など別個の法に基づき事業が実施されることから、一連の事業を体系建てで行うことは、その歯科保健担当者の才覚次第ということになり、地域によって事業内容に大きな違いを生じている。

*群馬県太田保健所

このような状況を踏まえて、特に保健所の歯科保健がどのように地域保健法に対応していけるかを、母子歯科保健を中心に検討した。

地域保健法によって歯科保健はどう変わるか

保健所における歯科保健の位置づけは、「歯科衛生」が「歯科保健」に変わったほかには改正前の保健所法と文面上では大きな違いはない。しかし、地域歯科保健事業の多くは母子保健事業と老人保健事業の中で行われているため、実務上は大きく様変わりするものと考えられる。

ちなみに、地域保健法では保健所の事業として、第6条第9号に「歯科保健に関する事項」があげられ、第7条第3号に「歯科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行うこと。」があげられている。なお、第6条は全保健所共通の必須事業を規定するものであるのに対し、第7条は個々の保健所の所管区域の特性を踏まえた任意事業を規定するものである。また、市町村保健センターの事業としては、第18条2項に「……住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うこと……」と規定されており、細かな専門分野についての規定はない。

保健所と市町村との関係

保健サービスの対象である住民の把握に関しては、住民登録を担当している市町村が適任であり、住民サービスは基本的には市町村主導の業務として考えるべきであろう。また、保健所は都道府県の行政機関として「市町村に対するサービス」を主体とし、それを介して住民サー

ビスを具現化するものである。

マンパワーの点では、保健所には歯科医師、歯科衛生士を含む多くの専門職種の配置が規定されているのに対し、市町村については保健婦と栄養士のみが規定されているにすぎない。

そこで、市町村が対象者の把握を行うとともに一次的なサービスを実施し、多くの専門職種を必要とするサービスの実施にあたっては保健所を紹介し、事後を含め一貫したサービスの管理は市町村で行うといった体制が考えられる。

この保健所と市町村保健センターとの関わりは、「総合病院」と「かかりつけ医」の「病診連携」のような体制であり、「医薬分業」のような分業体制ではないことを銘記したい。

地域歯科保健サービスの基本的な方向

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」において、地域保健対策の推進の基本的な方向として、①生活者個人の視点の重視、②住民の多様なニーズに対応したきめ細かなサービス、③地域の特性を生かした保健と福祉のまちづくり、④快適で安心できる生活環境の確保、が挙げられている。

地域歯科保健サービスにおいても、その基本的な方向を、集団から個人へと転換していく必要があると考える。そこで、前期4項目を参考に、次のような基本的方向を提案する。

1 生活者個人の視点の重視

専門家は得手して、自らの価値基準を住民に押し付けてしまう傾向がみられる。しかし、住民自らがその必要性を感じなければ、そのサービスの効果は無きに等しい。

そこで、住民自身の価値基準を重視するとともに、その基準の向上を図るための情報提供（いわゆる健康教育活動）に力を注ぎ、事業を通じて住民の主体性を育てていく。

[実例紹介]

神奈川県相模原保健所の2歳児歯科健診では、親のセルフケア（ホームケア）の主体性を引き出す工夫として、検診直前のグループ指導によるセルフチェック能力の育成、検診後の個別指導による予防処置の自主選択「インフォームド・チョイス」を導入し、成果を上げている¹⁾。

2 住民の多様なニーズに応じた選択可能なサービス

歯科保健サービスの場を、保健所や保健センターなどに限定せず、民間医療機関などの活用を進める。

特に歯科関係は、行政における施設やマンパワーの整備が遅れており、歯科保健行政に従事する歯科技術職員は近年増加しているといっても平成6年3月現在、歯科医師約120人、歯科衛生士約600人にすぎず、行政が直接実施できるサービスの多様化には限界がある。そこで、必要なサービス提供量を確保するためには、全国7万を超える歯科医療機関との連携が必要不可欠である。

3 地域の特性を生かしたサービス

地域の特性をより詳細に把握できるのは市町村であり、歯科保健サービスも市町村を中心に展開されるものと考えられる。そして、保健所は都道府県の役割である「市町村に対するサービス」を念頭に、前述の「病診連携」ではないが、市町村が必要としたときすぐに利用できる体制

（歯科用設備、歯科技術職員）の整備を図る。

4 ライフサイクルを通して一貫したサービス
地域歯科保健サービスの大きな目標として「8020」（ハチマルニイマル）がある。これは、概ね平均寿命の80歳まで20本の自分の歯を保とう、というものであるが、目標達成には小児期の齲蝕予防対策の成果が大きく影響することが明らかになっている。

そこで、母子から老人に至る、一貫した歯科保健サービスが行えるよう関係機関・関係団体の連携を図る。

[実例紹介]

新潟県牧村は1974年から幼児期、学童期を通じた歯科保健対策（4歳～中学3年生のフッ化物洗口が中心）を村ぐるみで実施し、1990年の時点で、中学3年生のDMFT（一人平均永久歯齲蝕経験歯数）1.19本、保有者率53.9%という結果を得ている²⁾。また、この齲蝕予防事業の成果は20歳の時点でもDMFT4本台（全国値10本）と、継続している³⁾。

また、同様の報告が岐阜県下からも報告されている⁴⁾。

地域における母子歯科保健サービスの概要

保健所、市町村にかかわらず、地域においては次のような観点から母子歯科保健サービスを展開したい。

1 健康教育：選択の目を養う正しい知識の普及

生活由来型の疾病である齲蝕の予防は、地域全体、全世代にわたる共通認識が必要である。そこで、従来、母親学級や歯科健診など母子歯

科保健サービスの場で行われてきた歯科保健教育を、母子保健事業以外の場においても関連して行う。

また、齲蝕予防や歯磨き指導に限局された教育内容から、次に例示するような幅広い情報提供に努める。

①口腔全体について

咀嚼、咬合、歯列、口腔に関する習癖や誤飲・誤嚥・歯ブラシ遊び時の転倒など口腔に関する事故防止

②歯科治療について

早期に発見した齲蝕の治療適応の是非（経過観察の適応によるover-treatmentの抑制）

③予防手段について

フッ化物の利用やシーラント、キシリトールなど、実効が期待できる齲蝕予防手段に関する情報提供

なお、歯科健康教育は歯科専門職により行われることが望ましいが、保健婦によって行われる場合が多い。そこで、必要な歯科保健情報を盛り込んだ母親学級テキストやリーフレットの作成など、歯科専門外の職種でも対応できるような方策を広域圏で検討したい。

2 健康相談：個々の住民のニーズに応じたサービス

①対応できる相談項目の拡大

咀嚼障害、咬合育成、歯列不正、口腔に関する習癖、先天異常など、幅広い相談内容に応える。

②歯科保健に関する包括的指導

生活全般、家庭全体にわたる問題点の解消を図れるよう、家族ぐるみの相談指導を行う。

また、歯科技術職員が常勤している所においては、継続した相談指導を実施できるようにする。

③専門分野を超えた総合相談の実施

保健婦による生活相談、栄養士による食生活相談など多職種の参加や、保健問題のみならず医療相談へも対応していく。

3 口腔健診：ニーズの顕在化

検診項目は齲蝕に限ることなく口腔機能全体にわたる診査を行い、潜在する保健・医療・福祉のニーズを顕在化するとともに、歯科保健全般に対する保護者の関心を高める。

乳幼児期の初回歯科健診時には軟口蓋裂等の先天異常の有無、また、感染症の口腔内粘膜症状などは特に留意したい項目である。

4 予防処置：個々の住民のニーズと選択に応じられるサービス

齲蝕予防には、個人で行う方法と専門機関で行う方法があり、専門機関で行うフッ化物塗布やシーラントといった予防処置は個人的努力の多寡にかかわらず効果が期待できる。

そこで、個人のニーズに応じたサービスを提供できる体制を地域において確立するとともに、住民の主体的選択を可能にするための情報提供を行う（いわゆる「インフォームド・チョイス」の実践）。

5 訪問指導：保健福祉の一体化

在宅の重症心身障害児をはじめ通院・通所が困難なものに対しては、往診治療や訪問指導を通じて歯科保健サービスを提供できる体制を、医療や福祉関係者と連携して組織する。

保健所における歯科保健業務

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に対応した地域歯科保健サービスの提供を図るべく、保健所の歯科保健業務を次のように検討した。

1 専門的かつ技術的業務の推進

①歯科保健に関する専門的かつ技術的な機能の強化

専任の歯科医師、歯科衛生士を常勤で確保し、常時、市町村や住民のニーズに対応できる体制を整える。なお、歯科技術職種の養成時の公衆衛生教育は十分とは言えないことから、職場研修や外部研修を通じて公衆衛生従事者としての資質向上を図っていく。

また、歯科技術職員の専門機能を活用するため予防処置や齲蝕感受性試験等の機器を充実するとともに、市町村事業への貸出も含めて、教育用や指導用の器材を整備する。

②地域歯科保健サービスに対する専門的立場からの評価

歯科保健事業の評価に用いられる歯科疾患の状況は数値化された指標として表されるため、他職種の理解も容易であるかのように思われがちであるが、最も一般的な齲蝕のDMFにしても、その蓄積型疾患としてのとらえ方が十分理解されているとは言えない。

そこで、歯科専門職員により、歯科疾患の状況を適切に把握し、事業の評価を正しく行うことが期待される。

③歯科保健サービス実施にあたっての、市町村等との十分な連携・協力

保健所の歯科保健サービスは、市町村による

一次事業を受けて行う二次的サービスと位置づけられ、個々人に対する一貫したサービス管理は市町村が担当するため、事業実施にあたっては市町村と十分な連携をとる。

また、歯科治療への対応など、地域の歯科医療機関との協力体制も積極的に整備していく。

2 情報の収集、整理及び活用の推進

①保健、医療、福祉に関する幅広い情報

都道府県の出先機関として、また、多くの専門職種を抱える総合的専門機関としての保健所の特性を生かし、歯科保健に活用できる幅広い情報の収集を図るとともに、市町村や関係機関、地域住民に対し積極的な情報提供を行う。

②地域の情報ネットワークの構築

地域の身近な情報を早期に把握し、住民等からの相談に適切に対応できるよう、市町村、地域歯科医師会等と協力して地域における情報ネットワークの構築を図る。

3 調査及び研究等の推進

①地域に即した対応

都道府県本庁において、広域圏単位、市町村単位の歯科保健状況の把握を実績報告に基づき行っているところは多いが、個々の市町村における事業効果の評価や計画策定にあたるための資料としては、それだけでは不十分である。

保健所が地域に即した対応をとるためには、市町村内部の地域特性を把握する必要がある、その情報の多くは市町村の担当職員が把握している。

そこで、地域の歯科保健状況を把握するため、市町村との合同検討会を重ねたり、調査事業やモデル事業を積極的に実施する。

4 市町村に対する援助

①市町村の求めに応じた専門的かつ技術的な指導及び支援

市町村の歯科保健事業の評価や、計画策定にあたっては、保健所が歯科技術職員のみならず栄養士等関係職種の参加のもとに支援、助言を行う。職種による指導内容の相違点など、このような機会を通して調整しておく。

また、歯科技術職員のいない市町村においては、保健所の歯科技術職員が積極的に助言、指導を行う。

②市町村職員等に対する研修

ほとんどの市町村には常勤の歯科技術職員がいないことから、保健婦等の市町村職員に対する歯科保健研修は不可欠である。

保健婦はその養成時に歯科保健についての教育を十分受けているとは言えず、歯科保健業務の場など、多くの機会をとらえて研修を行っていく。

5 企画及び調整の機能の強化

①歯科に関する包括的な保健、医療、福祉のシステムの構築

歯科保健についての市町村と保健所の連携、歯科医療についての歯科診療所と病院歯科の連携、在宅歯科サービスについての保健・医療・福祉の関係機関の連携など、保健所は歯科に関する包括的なシステム構築の中心的役割を果たす必要がある。

②広域的な歯科保健対策の策定、推進

保健所は、地域保健医療計画や老人保健福祉計画の策定に関与する中で、地域における歯科保健対策の策定とその推進を図っていくことが

望まれる。

③関係機関・団体との協力体制の確立

地域の歯科医師会、歯科衛生士会、関係行政機関・団体等との協力体制を確立するとともに、歯科保健対策協議会を設置し、歯科保健対策の推進を図る。

④保育所、幼稚園、学校、事業所との連携・協力

歯科保健対策は生涯を通じて一貫したシステムのもとに実施される必要がある。しかし、歯科保健には固有の法律がないことから、現実には各ライフステージに合わせて個別の法のもとに事業が実施されている。

そこで、地域保健関係のみならず、学校保健、労働衛生などに関連する多くの関係機関、団体との連携・協力により、生涯歯科保健対策の推進を図る。

おわりに

保健所には「都道府県型」と「政令市型」がある。地域保健法によりその違いは少なくなるものの、「政令市型保健所」は市町村保健センターとしての役割も併せ持つことが考えられ、「市」によって自ずとその業務内容に違いが出てくるものと思われる。

本文中の保健所は「都道府県型保健所」を念頭においたものであることを付記する。

文 献：

- 1) 主体性を育てる乳幼児歯科検診指導活動—インフォームド・チョイス方式による2歳児歯科健診から：北原稔他，地域保健，平成5

年 8 月号, P.25~39

- 2) 地域歯科保健活動におけるフッ化物洗口法の有用性：葭原明弘他, 日本公衛誌, 第40巻第11号P.1054~1061, 1993
- 3) 20歳成人の小児期齲蝕予防管理の成果：岸洋志他, 口腔衛生学会雑誌, Vol.42, P.359~370, 1992
- 4) フッ化物局所応用法 6 年間継続実施児童の20歳時のう蝕予防効果—第3報—：可児光宏他, 口腔衛生学会雑誌, Vol.44, P.488~489, 1994
- 5) 地域歯科保健活動のすすめ方：地域歯科保健活動研究会編, 新企画出版社, 東京



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:保健所の歯科保健がどのように地域保健法に対応していけるか、母子歯科保健事業を中心に検討した。

地域保健法そのものでは歯科保健の位置づけは保健所法時代と変わりはないが、歯科保健事業の基盤となっている母子保健の位置づけが大きく変わるのに伴い、歯科保健事業も保健所と市町村との関係に新たな局面を迎えることになる。その関係は「連携」であり、「分業」ではない。

地域歯科保健サービスの基本的な方向は、個人の重視、地域特性、一貫した生涯保健であり、母子歯科保健事業もこれに対応した改革が望まれる。また、保健所は、「市町村に対するサービス」を第一義に、地域の歯科保健サービス供給システムの整備を積極的に行っていく必要がある。